

意見書

令和 7 年度川俣町の農地利用の
最適化に関する施策について

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

川俣町農業委員会

令和 7 年度川俣町の農地利用の 最適化に関する施策について

平成 29 年 3 月末をもって居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された山木屋地区においては、農地中間管理事業を活用した担い手へ農地の集約が進み、営農が再開されてきております。しかしながら、未だ農地等の復旧の遅延や鳥獣被害等の課題も山積しています。

また、ここ数年の自然災害による農地等への被害に加え、燃料や肥料・農薬といった生産資材の高騰や販売価格の低迷、担い手不足や高齢化等により、農業経営はさらに疲弊し、地域の農業を維持することが困難となってきました。

こうした中で、私たち農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用の最適化のため、農地として利用すべき土地の確保と維持に努め、担い手への農地の利用集積を図り、農業経営基盤の強化と合理化を推進し、本町農業の振興のため積極的に努力して参ります。

つきましては、我々農業者が将来にわたり、自主的、意欲的、かつ誇りを持って農業に取り組むために、農地利用の最適化に関する必要な施策及び予算の確保を講じるよう、意見書を提出いたします。

令和 6 年 11 月 29 日

川俣町長 藤原 一二 様

川俣町農業委員会
会長 菅野 儀政

I 原発事故からの復旧・復興への施策

1. 農地・林地の保全について

農業再生に向けた取り組みとして、東京電力・国に対し、除染後の農地の基盤整備や地力回復対策等の必要な措置について責任をもって行うよう働きかけること。

- (1) 除染廃棄物仮置場の返還を早期に完了するよう国に働きかけること。
- (2) 自家用農産物に対する損害賠償に取り組むこと。

2. 安全な農林産物の放射能対策について

安心・安全な農林産物生産のために、放射能測定の調査体制を維持し、出荷停止条件の解消を図ることにより、風評被害の軽減に努めること。

- (1) 農地・山林全筆の放射能を調査し、線量マップを作り、除染の計画策定及び実施を図ること。あわせて、山林の除染についても国や県に対し求めること。
- (2) 森林に対する賠償の拡充を求めること。
- (3) 農地除染完了後も放射線量が低下しない場合や再び上昇する場合が懸念されることから、安心して営農再開できるよう継続したモニタリングを実施し、公表すること。

また、線量の高い農地については、再除染を実施すること。

- (4) 農林業の賠償は、損害が続く限り継続すること。

Ⅱ 継続的施策

1. 国内対策等の強化について

- (1) 改正食料・農業・農村基本法における基本理念である食糧安全保障の確保のため、安定的な予算を国の責任で確保するように求めること。
- (2) 食料安全保障で最優先すべき事項である国内生産の拡大には、十分な農地と担い手の確保が不可欠であることから、規模の大小を問わず全ての経営体が将来にわたり農業を継続していけるような環境の構築について国や県に求めること。
- (3) 生産資材の高騰や人件費上昇等、生産コストが上昇していることから、生産を下支えする仕組みを構築したうえで、適正な価格形成の実現に向け、法制度の早期検討と消費者の理解醸成に取り組むよう求めること。

2. 担い手の育成確保・集落営農推進対策について

本町農業就労者の高齢化が進み、担い手不足が深刻化している。地域農業の担い手となる意欲ある新規就農者や後継者のための融資や助成制度を創設すること。

また、農地の利用集積や、集落内の合意形成を目指す集落営農の推進に必要な施策を講じること。

- (1) 新規就農者に対して町独自の助成を実施し、後継者の育成を図ること。
- (2) 農業者の労働力不足を解消するための支援策を実施するよう国・県・関係機関に強く働きかけること。あわせて、町独自でも支援策を講ずること。

3. 認定農業者の育成

- (1) 認定農業者の育成のため、意欲と能力のある者が幅広く円滑に参入することができるよう、相談機能の一層の充実や実践的な研修の場の提供などの体制の整備を図ること。あわせてメリットの周知や収入保険制度の加入促進等を行うこと。
- (2) 高齢化する農家を支えている農作業受託者に対し、受託面積に応じて補助金を支給するなど、農業所得向上に向けた支援や受託者組織の育成を行うこと。
- (3) 農業の6次産業化を推進するため、農産物加工施設の建設、新規商品の開発等の担当部署を設置し、農業所得向上を図ることができる環境づくりを関係機関と連携を図り推進すること。

農業者による6次産業化の推進のため、加工施設を整備すること。また、加工等の技術や販売経営方法等の習得に向けた研修や相談対応等の支援を充実すること。

4. 女性農業者への取り組みについて

女性農業者は農業の担い手として重要な役割を果たしていることから、農業経営における役割を明確にし、女性農業者が積極的に参加できるよう、家族経営協定の締結について関係機関と連携して推進すること。

また、農産物の生産・直売等に対し、意欲のある女性農業者の支援・育成を行うこと。

5. 鳥獣害対策の強化について

野生鳥獣による被害は広域化・深刻化し、農業だけではなく自然環境や生活環境にまで影響が及んでいる。また、鳥獣被害を受けた農地の復旧に係る負担も農業経営を圧迫することから、被害防止対策の拡充を図ること。

また、鳥獣被害対策実施隊については、高齢化と人員不足等により活動に支障をきたしており、今後、新規資格取得者に対しての助成措置を講ずるなど多様な人材の確保と育成強化、併せて鳥獣被害対策実施隊への事務補助などの支援拡充を図ること。

- (1) イノシシー頭当たりの報償金額を3万円とすること。
- (2) 効果的な捕獲方法についての試験・研究に取り組むこと。
- (3) 防護柵及び電気柵の設置経費を全額助成すること。あわせて設置後の維持管理経費についても助成すること。
- (4) 町内の全ての狩猟者に対し、狩猟税の全額助成を実施すること。
- (5) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の取り組み体制の強化と増額を図ること。
- (6) 町職員に対しても、有害鳥獣を捕獲できるよう人材の育成を図ること。あわせて鳥獣被害対策及び団体業務を支援する専従職員を確保すること。

6. 耕作放棄地対策の実施

耕作放棄地の再整備や、整備後の活用を支援する施策を講じるとともに、耕作放棄地となるおそれがある農地の利用促進を図られるよう支援策を講じること。

- (1) 営農型発電の推進や小水力発電を設置するなど、電力の地産地消を図ること。
- (2) 集落毎に行われている中山間地域等直接支払制度については、全町的に取り組む体制を確立すること。
- (3) 遊休農地に対する増税には反対すること。

7. 環境保全対策の取り組みについて

近年高齢化や混住化が進行し、農地を地域で適切に保全管理していくことが難しくなっていることから、農地・農業用水などの資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取り組みへの支

援と環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援すること。

- (1) 地域の実情に応じた取り組みができるよう日本型直接支払制度の充実を図ることとし、事務処理は町で行うこと。
- (2) 山林の除染を拡大して実施し、利活用を推進すること。
- (3) 風力発電設備の設置については、農作業を含む地域住民の健康に影響を及ぼすことのないよう環境影響評価を実施し、あわせて十分な合意形成を図ること。
- (4) ナラ枯れ対策について、国・県へ要望すること。

8. 農業生産支援対策について

世界的なエネルギー資源の価格高騰や、円安による肥料・飼料等といった生産資材の価格高騰が続いており、そのため、農業経営が圧迫され、生産意欲が失われることにより、離農者が増加する事態となっている。

- (1) 物価高騰による燃料や、肥料・農薬代といった生産資材への支援を実施するよう国・県・関係機関に要請すること。
- (2) 農作物価格下落に伴う収入減少で経営に影響を受けた農業者のための支援制度を創設するよう国・県に要請すること。また、町独自でも支援を講ずること。
- (3) 中山間地域の農業に合った新たな施策を導入するなど、支援対策を講じること。
- (4) 農業用機械の修繕や老朽化した施設・機械の新たな取得に対し、補助事業を創設するなど、支援対策を講じること。

9. 山木屋地区の営農再開の推進について

- (1) 営農再開を促進するため、放射線量が低下しない農地については、再除染を実施するなどの対策を早急に行うこと。

また、基準値を超えた農産物等により営農・出荷に支障が生じた場合には、補償するよう国などに働きかけること。

- (2) 山木屋地区の住民全ての意向調査を継続し、実態を把握するとともに、対応策を明確にすること。
 - (3) 担い手となる営農団体等の設立に対しては、相談対応や支援等を行うこと。
 - (4) 広域的防護柵の設置などの有害鳥獣駆除対策の充実を図ること。
 - (5) 営農再開にあたり、耕作に支障が生じる農地については、支援策を講じること。
 - (6) 原子力被災12市町村農業者支援事業については、事業の長期継続や支援条件の緩和を図るよう、国や県に働きかけること。
 - (7) 農業を継続しない、または困難な方の農地については、担い手に円滑に集積が進むよう取り組むこと。
- また、戻ることができない農家等にも支援を継続すること。

10. 農業委員会及び事務局体制について

農地法、農業委員会法、及び農業経営基盤強化促進法の改正による農業委員会の業務量の増加や、震災後の農地法許可申請の増大、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールや農地の利用状況調査、利用意向調査、遊休農地に関する指導、地域計画策定のための地域での話し合い活動等、調査や活動の範囲が年々拡大してきていることなどを踏まえ、必要な諸経費の確保や活動費及び報酬費の増額・引き上げを図ること、並びに事務局体制の整備を図ること。

- (1) 事務局長を専任とすること。
- (2) 事務局体制は、新規事業の取り組みと相談機能の確立のためにも2名の専任を必ず確保し、短期異動を行わないこと。
- (3) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修を年1回以上実施すること。